

法律に基づく公的な5団体による証券・金融商品の紛争解決機関

証券・金融商品のトラブル相談は

ADR **FINMAC**

〈フィンマック〉

中立的な立場で話しを  
聞かせてくれるようには  
ないかしら……。〇〇〇



証券・金融商品のトラブル  
で損害をいじもつてしまった、  
どうしたら……。〇〇〇

相談は無料  
.....  
あっせんは有料です。



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

ADRとは、裁判によらない紛争解決手続のことをいいます。

■ご相談は、お気軽に



フリーダイヤル

**0120-64-5005**

(月～金/9:00～17:00祝日等を除く)



# FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な5団体(日本証券業協会・(社)投資信託協会・(社)日本証券投資顧問業協会・(社)金融先物取引業協会・(社)日本商品投資販売業協会)が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・商品ファンド・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



# ADR FINMACの特長は?

**公平!**

金融商品取引法の認定やADR促進法<sup>(※)</sup>に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争解決サービスを提供します。

(※)ADR促進法は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



**迅速!**

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

**身近!**

あっせんは、お住まいのある身近な全国の**都道府県庁所在地**で行います。



# どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情  
無料

まずは、お電話ください。  
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金  
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・中立の立場の弁護士があっせん手続きを行います。

ステップ 3



通常2~3回程度の話し合いにより、あっせんの成立(和解)、打ち切りなど対応がなされます。

身近な  
解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

**0120-64-5005**

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

※2010年2月1日現在の法律に準じています。